

「戸田市重度心身障害者医療費の支給に関する 条例の一部改正(案)」

意見募集期間

令和7年7月1日(火)から令和7年7月31日(木)

概要

戸田市では、重度心身障害者の福祉の増進を図るため、医療費助成制度を実施しております。

この度、県の制度改正に合わせて、精神障害者保健福祉手帳2級所持者を新たに対象者とします。

また、入院時の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額については、助成対象外とします。

市民生活への影響

令和8年1月1日から、精神障害者保健福祉手帳2級所持者を新たに対象者とします。助成対象は、精神科通院医療費(自立支援医療の自己負担額)に限ります。精神科通院費を無償化することで、定期通院を促進し、再発や重症化を予防するものです。

令和8年10月1日から、入院時の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額については、助成対象外となります。平成14年1月の埼玉県における助成廃止後、本市においては、市独自で助成を続けてきましたが、食事代につきましては入院、在宅を問わず、共通して必要な費用であることから、入院患者と在宅者との公平性の観点から見直しを行うものです。

